

令和3年度事業計画

一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団

I 基本方針

- 1 一般財団法人として、在宅療養に関する相談事業を始めとした公益目的支出計画の適正な実施と、訪問看護事業を始めとした事業の安定的な運営に努めます。
- 2 名古屋市における高齢者等の在宅療養の基盤強化に貢献していくために引き続き、全社員の資質の向上と人材の育成・確保・定着を図っていきます。
- 3 地域における医療と介護の連携を進める「在宅医療・介護連携推進事業」を始めとして、関係機関との協力により進める地域包括ケアシステム作りに関わっていきます。

II 主な事業施策

1 訪問看護事業

- (1) 在宅医療が促進される中で、中重度の利用者のニーズに対応した積極的受け入れを進め、地域完結型医療の推進に貢献します。また「機能強化型訪問看護ステーション」や「看護体制強化加算」を取得し、安定した経営管理をしていきます。
- (2) 映像によるオンラインツール（ナーシング・スキル）の活用を図り、いつでもどこでも看護知識や技術等の確認・習得ができるような体制を整え、訪問看護サービスの質向上に努めます。

2 居宅介護支援事業

- (1) AIによるケアプラン作成ソフト導入も視野に入れ、業務の軽減化と効率化を促進していきます。
- (2) 運営基準の遵守に基づき適切な事業所運営をするとともに、人員配置による特定事業所加算の継続的取得を進めていきます。

3 いきいき支援センター事業

- (1) 総合相談機能の充実により、認知症高齢者や孤立しがちな高齢者、またフレイル等介護予防に取り組み、地域包括ケアの拠点としての役割を果たしていきます。
- (2) 法人内の訪問看護ステーション・ケアマネジメントセンターとの連携強化により、医療依存度の高い事例、虐待事例や困難事例に適切に支援を図っていきます。

4 高齢者排せつケアコールセンター事業

- (1) 名古屋市と連携した定期的なPR活動を行い、より多くの相談者への適切な助言や指導をしていきます。必要時には関係機関との連携を実施していきます。

5 公益目的支出計画に沿った公益事業の実施

在宅療養のための基盤強化と保健・医療・福祉サービスの水準向上に寄与するため、引き続き以下の公益事業を実施するとともに、より効果的な公益事業の在り方について検討していきます。

- (1) 名古屋市及び愛知県看護協会に対する特定寄附として、以下の目的のための寄附を行います。

ア 名古屋市は、看護師の確保対策、看護師の養成及び資質向上の推進並びに市民の健康増進を目的として使用する。

イ 愛知県看護協会は、認定看護師養成講座の運営を始めとする看護の質の向上のために使用する。

(2) 在宅療養に関する相談事業等

ア まちかど保健室では、引き続き、市民に親しみやすい認知症カフェをめざし、開催日を週3日から週4日に増やします。また、カフェ開設講座により市内における認知症カフェの充実に寄与していきます。

中村区で開設している「認知症カフェ中村公園」では、若年性認知症者・認知症者の社会参加の促進の場所として、清掃や珈琲の提供等活躍の場を提供していきます。

イ 大規模商業施設等での保健・介護の出張相談や、もの忘れ予防教室など、市民の在宅療養支援を継続していきます。

(3) 在宅療養講演会等の開催

ア 市民を対象とした在宅療養講演会を開催します。

イ 保健・医療・福祉関係者を対象に、各種講座等を随時開催します。

(4) 助成事業の実施

在宅療養に有益な調査研究に対し、助成を行います。

6 新型コロナウイルスについて

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するとともに、社員の感染リスク低減や危機管理体制の構築、また法人内での協力体制を強化し、利用者が安心してサービス提供を受けることができるように進めていきます。

(2) 感染リスクを常に考慮し、万全の体制で訪問ができるようにN95マスク、防護服等衛生物品の購入・管理をしていきます。

(3) 刻々と変化する感染情報を元に、毎月各事業体制の業務マニュアルを作成していきます。またICTを活用し、在宅勤務の継続をしていきます。

7 その他事業

公的機関・団体への講師派遣及び看護学生等の教育並びに臨地実習や訪問看護研修の受け入れ等事業団及び訪問看護サービスを広く宣伝・普及する機会と捉え、引き続き取り組みます。

《事業》 訪問看護事業および居宅介護支援事業等の実施

1 訪問看護事業

訪問看護による訪問総回数	154,400回
(1) 健康保険法等にもとづく訪問看護事業	
ア 訪問回数	58,000回
イ 対象者数(月平均利用者数)	710人
(2) 介護保険法にもとづく訪問看護事業(介護予防訪問看護を含む)	
ア 訪問回数	96,400回
イ 対象者数(月平均利用者数)	1,250人

2 居宅介護支援事業等

居宅介護支援事業によるケアプラン作成回数	
(1) ケアプラン・予防ケアプランの作成	23,700件
(内訳) ① 要介護1・2	10,400件
要介護3・4・5	8,800件
② 要支援	4,500件
(2) 要介護認定調査の受託	400件

3 いきいき支援センター事業

(1) 総合相談支援事業、権利擁護事業	
ア 延べ相談件数	19,000件
(2) 認知症地域支援体制づくり推進事業	
ア 初期集中支援事業延人数	600人
イ 普及啓発推進事業延人数	2,000人
(3) 認知症高齢者を介護する家族支援事業	
ア 家族教室参加者数	100人
イ 専門医相談延人数	90人
ウ 家族サロン参加延人数	300人
エ 認知症サポーター養成講座受講者数	2,000人
(4) 高齢者見守り活動支援事業	
ア 見守り支援新規対象者	150人
イ 見守り電話事業延電話回数	4,000回
(5) 居宅介護予防支援	51,000件
(対象者別内訳)	
ア 要支援1	16,200件
イ 要支援2	32,000件
ウ 事業対象者	2,800件
(直営と委託件数の比率)	
直営件数を全体の30%以内とする。	
(6) 要介護認定調査の受託	130件

4 高齢者排せつケアコールセンター運営事業

(1) 開設日数	242日
----------	------